

コミュニティセンター移行後の社会教育推進体制について

●コミュニティセンターは、地域づくりの拠点施設として、コミュニティと社会教育の推進を図る。



コミュニティセンター

所管：市長部局(まちづくり推進課)

センター長(センター事務局長)

※従来の公民館長を市が雇用する。

センター職員

※従来の公民館主事を、市が雇用する。

まちづくり協議会



施設管理

- 施設の維持管理
- 施設の使用許可業務

※従来どおり市が責任を持って管理する。

地域づくり活動

- 安全安心、健康、福祉、ふれあい交流、地域美化など
- 地域課題の解決に向けた事業



※一体となつて取組む

従来の公民館活動

- 定期講座
- 自主企画事業
※各種社会教育学級、講演会など
- 放課後子ども教室
- 青少年育成会議
- 市民運動など
- その他

◎公民館でこれまで行ってきた社会教育、公民館主催事業は、市民への学習機会の提供を維持していくという観点から、コミュニティセンター移行後も継続して実施、まち協の事業と一体となって取組むことで、より充実させていく。

※社会教育の推進体制の強化
(例)生涯学習部会の設置

社会教育全般
指導・助言

公民館機能の継承

※社会教育施設としての性格を保持する。

社会教育推進体制構築のための
法的手続き

教育委員会

- 本来「公民館の事業」は、教育委員会の権限に属する事務。

補助執行

※教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員に執行させる法的な手続き(地方自治法第180条の7に基づく)

市長部局

まちづくり推進課に属する職員

- 「コミュニティセンターが行う社会教育に関すること」について補助執行。

市長部局と教育委員会の連携強化

- 市コミュニティセンター連絡協議会(仮称)の設置。市長部局所管
※既存組織(市公民館連絡協議会)を活用し、必要に応じて改組を行い、コミセン、市長部局、教育委員会との連絡調整機関とする。
- 社会教育委員の会議との連携。教育委員会所管
※社会教育に関する市長部局との連絡調整機関とする。

社会教育指導員

※各地区の取りまとめを担う
“連絡等にあたるセンター”
に配置。

市長部局(まちづくり推進課)

- 社会教育主事の有資格者を配置し、社会教育の専門性を高めると共に、教育委員会との連携を図る。
福祉・健康・環境・防災…

補助執行

連携

教育委員会(生涯学習スポーツ課)

- 引き続き県公民館連合会に加盟し、職員の研修機会の充実、交流を図り、資質及び能力の向上に努める。
- 社会教育の専門性を高めるため、社会教育主事の資格取得に努める。